

令和元年 11 月 1 日

お客さま 各位

新宮信用金庫

### 預金規定等の一部改定のお知らせ

新宮信用金庫の普通預金等のお利息は、現在、毎日の最終残高 100 円以上について付利単位を 100 円として計算しておりますが、令和 2 年 2 月 16 日（日）以降、最終残高を 1,000 円に引き上げのうえ計算させていただきます。

つきましては、令和 2 年 2 月 16 日（日）より普通預金規定をはじめとする各種預金等の規定を下記のとおり一部改正させていただきます。

なお、改定後の預金規定等は改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

### 記

#### 1. 改定する預金規定

- 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- 総合口座取引規定
- 納税準備預金規定

#### 2. 改定内容

変更後	変更前
<p>6.（利息）</p> <p>普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）<u>1,000 円</u>以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>また、無利息型普通預金には利息をつけません。</p>	<p>6.（利息）</p> <p>普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）<u>100 円</u>以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>また、無利息型普通預金には利息をつけません。</p>

#### 3. 改定日

令和 2 年 2 月 16 日（日）

新宮信用金庫では、今後もお客さまのご希望にお応えする商品・サービスの開発、改善を進めて参ります。引き続き新宮信用金庫をお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

以上